

## 年 頭 所 感

特許庁長官 小 川 洋



平成17年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

さて、我が国経済は、一部に弱い動きはみられるものの、企業収益が大幅に改善するなど企業部門が引き続き堅調な中、雇用環境が持ち直す動きがみられ、民間需要中心の回復を続けると見込まれております。この景気回復を持続的な経済成長へとつなげ、激しい国際競争に生き残り、豊かな社会を実現するには、我が国の強みである科学技術を生かして不断にイノベーションを創出することが求められます。

小泉総理がその施政方針演説の中で知的財産の重要性に言及された平成14年2月以降、知的財産の創造・保護・活用により国際競争力を強化し、未来を切り開く「知的財産立国」の実現に向け、政府一丸となって迅速かつダイナミックに取り組んでおります。特許庁としても、①特許審査の迅速化、②地域・中小企業の知的財産活用に対する支援、③日本ブランドの確立、④模倣品対策、⑤知財創造サイクルのための環境整備を5つの大きな柱として、積極的に取り組みを進めてまいり所存です。

特許審査の迅速化は、権利を早期に確定させ、積極的に研究開発に取り組む企業のトップランナーとしての優位性の確保を可能とします。また、企業の重複研究の回避が可能となり、国内技術開発競争の活性化、研究開発の効率化につながり、国際競争力の向上が期待されます。このため、本年も引き続き5年間で合計500人を目標に任期付審査官を増員するなど、審査体制を抜本的に強化するとともに、「特許審査迅速化法」に基づき、登録調査機関制度の活用による従来技術調査の外注の拡大、インターネットによる公報の発行等を着実に進めてまいります。これらの施策を通じて、2013年には「審査順番待ち期間」を世界最高水準である11ヶ月に、最終的にはゼロとすることを目指します。

また、出願人数の51%、出願件数では13%を占める中小企業の支援が大事であると認識しております。我が国経済の活力の源泉である中小企業がその技術力を生かして積極的に事業展開を図ることができるよう、特許の早期審査や料金減免、きめ細かな相談等、知的財産面からも中小企業を支援してまいります。また、地域の経済産業局ごとに官民からなる「地域知財戦略本部」を設置し、地域の創意工夫を最大限に発揮した「地域知財戦略推進計画」を策定し、既存の諸施策を優先的に活用していくこととしております。

ブランドは製品やサービスの高付加価値化、差別化に極めて有効であり、デザインはブランド確立

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のために必要な製品コンセプト、技術、品質、サービス等の要素をわかりやすく視覚的に訴えるための手段として、それぞれ近年その重要性が高まっています。このため、意匠審査におけるサーチ機能の向上、商標サーチレポートの外注拡大等を通じ、意匠・商標においても、更に迅速かつ的確な権利付与を実現してまいります。また、産業構造審議会に設置された意匠制度、商標制度両小委員会での議論を踏まえ、デザインやブランドの保護の在り方について検討を行ってまいります。

経済のグローバル化が進む中で、我が国企業の国際展開を支援するためには、世界各国で安定した特許権等を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整備することが不可欠です。このため、三極特許庁長官会合等において、各国特許庁との審査協力を進めてまいります。他方、模倣品による我が国の被害はますます深刻化しており、その対策は急務となっています。政府においても、昨年12月に開催された第9回知的財産戦略本部会合において「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が取りまとめられたところであり、特許庁としても、同パッケージに沿って、関係省庁・省内関係部局と協力しながら、日中韓特許庁長官会合、FTA/EPA等を活用した侵害発生国政府に対する取締り強化の要請、取締り担当職員を含めた人材の育成等アジア地域のキャパシティビルディングに対する協力を推進してまいります。

「知的財産立国」の実現には、特許情報等の迅速な提供、知的財産関連人材の育成、企業経営者の意識改革といった環境整備を着実に進めていくことも不可欠です。

情報提供と人材育成に関しては、昨年10月に機能を拡充した工業所有権情報・研修館が独立行政法人の機動性、柔軟性をフルに活用しながら取組みを進めます。具体的には、任期付審査官や登録調査機関のサーチャーへの研修、弁理士に対する討論型研修等、研修・人材育成を強化します。また、研究開発から事業の展開まで企業の資源配分を戦略的に考えていく上で極めて有用な特許情報をユーザーに利用しやすい形態で提供するため、特許電子図書館の機能向上や提供情報の拡充にも努めてまいります。更に、昨年に引き続き特許庁幹部と企業経営者との意見交換を行い、事業戦略、研究開発戦略、知的財産戦略、標準化戦略を統合した企業経営をお願いするとともに、出願・審査請求構造改革に対する協力をお願いしていききたいと思います。

今日ほど知的財産に対する関心が高くなったことはありません。これまでの取組成果の上に立って、「知的財産立国」の一日も早い実現に向け、官民手を携え最大限の努力をしていきたいと思っております。特許庁の行政に、多くの皆様からの御支援と御理解を賜りますようお願い申し上げます。私の年頭の挨拶とさせていただきます。